

みつげイングリッシュガーデンにおける移動式販売車による臨時的な飲食物等の販売事業に関する申請要領(第6条抜粋)

第6条 その他事業実施に当たっての許可条件等は次の各号のとおりとする。

- (1) 許可決定後、事業実施許可に関する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) やむを得ず休業、休止若しくは中止する場合、又は事業実施時間が短くなる場合は、事前にメール等で市へ連絡すること。
- (3) 公園内の車両乗り入れは、指定された場所のみとすること。
- (4) 販売品目が公園施設や管理に影響を及ぼす場合は、許可できない場合がある。
- (5) 事業実施に際し、公園内の電気設備、排水設備は使用しないこと。必要な場合は、事業者が用意すること。
- (6) 火気を使用する場合は、消火器を準備し、防火対策を行うこと。
- (7) 事業実施時には、店頭で許可証を掲示すること。
- (8) 移動式販売車の直近の見やすい場所にごみ箱を設置し、ゴミは分別等行い適切に処分すること。
- (9) 移動販売車及びその周辺は常に清掃や整理整頓を行い、公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (10) 公園管理者が清掃時に回収したゴミについて、ゴミを発生させた事業者が特定できた場合は事業者で処分すること。
- (11) 事業実施中にBGM等は使用しないこと。
- (12) 公園利用者に対する呼び込み等の迷惑行為は行わないこと。
- (13) 販売業務により生じた液体又は固体は、公園内に廃棄せず、持ち帰り適正な処分すること。
- (14) 販売終了後は設置前と同じ状況へ戻すこと。
- (15) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、事業者負担において原状回復を行うこと。
- (16) 販売による事故、苦情又はトラブルは事業者の責任で解決すること。

また、その内容は速やかに報告し、7日以内に内容の詳細を任意の書面で提出すること。

- (17) 異常な天候や災害、疫病の流行により、公園の管理上特に必要がある場合は、使用許可条件を変更又は使用許可を取り消す場合がある。その取消しにより事業者に損失が生じても、市は一切の補償はしない。また、事業者は市に対し一切の損害賠償請求は行わないこと。
- (18) 無断休業、休止又は中止等の不適切行為を行った場合は、使用許可の取消しを行い、次回からの許可を認めない場合がある。
- (19) 事業実施中に本要領の規定を満たさない等により許可を取り消すことがある。その取消しにより事業者に損失が生じても、市は一切の補償はしない。また、事業者は市に対し一切の損害賠償請求は行わないこと。
- (20) 市が利用者からの意見や売上げ情報等のアンケート調査を実施する場合は、アンケート調査に協力すること。
- (21) 疫病の感染状況によっては、マスク着用等の感染症対策を実施し、消毒液を設置する等の衛生管理を徹底すること。
- (22) 許可内容と関係ない広告・宣伝は行わないこと。
- (23) 芝生等の植生の上で事業実施する場合は、芝生等の植生を保護すること。
- (24) 見附市が提供する食べ歩きに関する注意喚起文書を掲示すること。
- (25) 演説、募金活動、事業と関係のない紙面の配布及び物品販売は行わないこと。
- (26) 事業実施場所について、複数の事業者から応募があった場合は、見附市の定める優先順位で選定することに対し、意義しないこと。
- (27) 公園管理者の指示に速やかに応じることができること。
- (28) 本要領に定めるもののほか、関連法令及び園内ルールを遵守すること。
- (29) その他不明な点については、市担当者と協議すること。